

らいたいとお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○佐藤倫与議長　以上で、9番山下裕議員の一般質問は終結いたしました。

4番　宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員）　一般質問を行います。

まず、安芸漁協における、安芸市の委託業務に関する横領事件について、前回に引き続き、再度質問をいたします。

着服額（不正請求額）はその後確定されましたか。その内容を伺います。

○佐藤倫与議長　商工観光水産課長。

○岡林　愛商工観光水産課長　まず、着服につきましては、漁協内部の問題であり、詳細につきましても報道以上の内容は確認できておりません。

一方、不正請求につきましては、市と漁協との間で締結をした委託契約上の問題であり、その額は漁協が適切とはいえない処理により過大に受け取っていた金額、つまり、本来ならば変更契約により減額すべき部分でございます。結果として着服額に含まれているとは思いますが、市といたしましては、着服額と不正請求額は区別をして考えております。

現在捜査中のため具体的な内容は明確ではございませんが、漁協が適切とはいえない処理により過大に受け取っていた金額、いわゆる不正請求分につきましては、根拠となる書類等が確認できる状況になりましたら、弁護士の助言を仰ぎながら、早急に清算に向けて協議を行い、漁協に対し返還を求めてまいります。

○佐藤倫与議長　4番　宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員）　報道によりますと、直近7年分の着服金額は210万円に上るとあるが、それは確認しましたでしょうか。

○佐藤倫与議長　商工観光水産課長。

○岡林　愛商工観光水産課長　着服につきましては、報道以上の内容は確認できておりません。

○佐藤倫与議長　4番　宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員）　報道以上の確認がされてないと言うんですが、私の質問は報道による着服金額210万円に上るということは確認したかどうか、お答えください。

○佐藤倫与議長　商工観光水産課長。

○岡林　愛商工観光水産課長　報道では確認をしております。

○4番（宇田卓志議員）　もう一度お願いします。

○岡林　愛商工観光水産課長　報道では、そのように報道をされておりますということは確認をしております。

○佐藤倫与議長　4番　宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員）　報道をされておることを確認しておるということですね。

はい、次行きます。

使用材料の中古品の数量等の確認は行ったか。

丸形フロートの中古品を新品と偽り使用し、48個分、22万2,800円を架空請求したとあるが、確認しましたでしょうか。

○佐藤倫与議長 商工観光水産課長。

○岡林 愛商工観光水産課長 はい。中古品の丸形フロートを購入したことは、この問題の発覚により漁協から報告を受けておりますが、詳細につきましては、捜査中のため確認できておりません。

確認できる状況になりましたら、本来ならば漁協からの事前相談により、減額の変更契約をするべきであった内容について、早急に清算に向けて協議を行い、漁協に対し返還を求めてまいります。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 捜査中のためにまだ確認ができてないということですね。

不正請求による委託料の請求が過去10年間で318万9,534円に上り、20年前から行われていたという報道があるが、把握しておりますでしょうか。

○佐藤倫与議長 商工観光水産課長。

○岡林 愛商工観光水産課長 はい、捜査中のため、報道以上の内容は現時点では把握をできておりません。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 捜査中のため確認できてないということで、ある時期には確認できるとのことだと受け取りました。

3番、損害賠償請求について、弁護士と相談しながら対応するとの前回の答弁でありましたが、その後の進展を伺っていきます。

今回の事件は、安芸市との委託契約金を漁協組合員が不正に搾取したもので、損害は安芸市にあります。被害者は安芸市であります。不正に搾取されたお金は税金であり、公金であるわけです。おざなりに済ませることのできる問題ではないと思いますが、市長の見解を伺います。

○佐藤倫与議長 市長。

○横山幾夫市長 まず、漁協が適切とはいえない方法により委託金額を過大に受け取っていた問題と元理事による着服問題は分けて考える必要があるのではないかというふうに考えております。確かに横領されたと言われる金額に市の委託事業において、漁協による一部適切とはいえない処理による金額が含まれていると思われませんが、市はあくまで漁協と契約を締結してきたものであり、元理事による横領につきましては、市が漁協に委託金を支払った後の問題、つまり、漁協側の問題であるとの認識でございます。

委託事業については、この問題の発覚により、漁協自らが一部には適切とはいえない処理を行っていたことを認めておりますので、その部分に関しては、市は損害を受けているとの認識であり、根拠となる書類等が確認できる状態になりましたら、委託契約第8条に基づき、協議の上、

委託契約の相手方である漁協に対し、返還を求めてまいります。以上でございます。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 市長の答弁ありがとうございました。

大体委託契約をして不正な請求、もしくは設計にないものを使用して水増しされた、もしくは使用しなかったお金を着服した。委託契約金額自体は一つも変わっておらんですよ。だから、市から不正に安く仕上げたお金を着服したことであって、漁協自体は何も損はしてない。損をしとる被害者は安芸市です。安芸市が被害届出さな捜査はできんじゃないですか。だから、被害届を出し、損害を請求し、求償するは、安芸市長として当然の義務であると思われるが、市長の心構えを伺います。

○佐藤倫与議長 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光水産課長。

○岡林 愛商工観光水産課長 顧問弁護士からは、訴えの提起による損害賠償請求ということではなく、まずは、委託契約第8条により漁協が適切とはいえない方法で得た金額、つまり本来ならば漁協からの事前相談により減額の変更契約を知るべきであった内容及び契約に定められていない事項について、清算に向けて漁協と協議を行うようにとの助言をいただいております。

捜査中のため具体的な損害については現時点では明確ではございませんが、清算の根拠となる書類等が確認できる状況になりましたら、減額変更すべきであった内容について委託金との差額を算出し、改めて顧問弁護士とも相談の上、返還に向けて協議を行うとともに、内容が整い次第、議会にお諮りをする予定でございます。

○佐藤倫与議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えさせていただきます。

先ほど担当課長が答弁申し上げましたが、なお、漁協は不当に得た委託金との差額については市に返還するとの意向を示しております。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 不当に請求された金額を賠償するということでもいいかと思いますが、先ほど観光水産課長が言われたように、前提として損害はないというのはおかしいと思いますよ。委託契約で減額されたお金は、減額されたお金を既に支払っておりますよ。それなのに損害はないということ自体はおかしい。なお、一度弁護士ともう一度そういう、だから損害がなかったら犯罪は成立せんのではないですか。だからそこらはですね、きちっと弁護士さんともう一度話し合うてですね、委託契約から減額されとるのにもととの契約金額も支払つとるわけやから、だからそれが幾らになるかというのは精査せないかんと思うんですが、実際そういうことは損害になるはずなんですが、弁護士さんともう一度相談してですね、被害届を出すようなことに

するか、具体的に弁護士さんと相談していただきたいと思います。以上です。

○佐藤倫与議長 商工観光水産課長。

○岡林 愛商工観光水産課長 先ほどの私の答弁では、損害がないという発言ではなく、具体的な損害については現時点では明確ではないということを申し上げましたので、今後はそれが分かる根拠となる書類が確認できる状況になりましたら、返還に向けて手続を進めてまいります。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 了解いたしました。

次、行きます。

安芸市制70周年祝賀会、記念祝賀会開催中に起きた日向灘地震への対応について質問をしています。

令和6年8月8日に安芸市に津波に関する注意報は出ていたか。サイレンは鳴ったか伺います。

○佐藤倫与議長 昼食のため休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時59分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 8月8日の津波注意報が安芸市に出ていたか、またサイレンは鳴ったかとの御質問ですが、8月8日の津波注意報は安芸市を含む高知県沿岸部にも発表されていました。また、国のJアラートによる津波注意報のサイレンは防災行政無線を通じて放送されています。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） そのようだったと思います。私のスマホも通報があったし、サイレンも聞こえました。先月8月8日午後5時前でした。津波注意報が発令され、海岸や河口付近に近寄らないようスマホに通報があり、サイレンが鳴りました。非常時の防災体制発動条件と発動権限者について伺います。

条件と発動権限者を教えてください。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

津波注意報のときのことでよろしいでしょうか。

○4 番（宇田卓志議員） そうです。

○千光士 学危機管理課長 まず、高知県に津波注意報が発表されたときは、震災第1配備として、危機管理課職員、消防本部の職員が警戒に当たることになります。

それでよろしいでしょうか。

○4 番（宇田卓志議員） 発動権限者は誰ですか。

○千光士 学危機管理課長 その第1配備の責任者は危機管理課長になります。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 前回の9番山下議員の質問と大分ダブるところがあつてきますけど御了承をお願いします。

安芸市災害対策本部長は誰ですか。代決順位と指揮命令系統を伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 災害対策本部の本部長、責任者は市長になります。市長が不在のとき等については、副市長ということになります。以上です。

（「指揮命令系統」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 代位順位と指揮命令系統を伺います。

○佐藤倫与議長 暫時休憩します。

休憩 午後1時3分

再開 午後1時4分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

本部長に市長、副本部長に副市長、消防長、教育長を置き、本部長から事務局長である危機管理課長に指示が出てます。その後、危機管理課長から各部長、各部の部長とかに指示とかを出すようになってます。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） ちょっと先ほどの僕の質問が代位とかいうて言うたから間違うちよったかな、代決順位ですね。代決順位として市長、その次に副市長、次教育長になってますよ。それから消防長の順番になつとるはずですが。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 副本部長は3人います。副市長、消防長、教育長の3名になってます。特に、そこに副本部長でどれっていうのは特にはないです。申し訳ないです。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 代決順位ということで、長、副、副、それからその次が誰かという順番を言うてくださいという質問なんで、僕の持つとる資料から言うと、市長、副市長、教育長、消防長になっておりましたが、あなたのお答えでは市長、副市長、消防長、教育長ということになってましたんで、どっちかなということ、多分、はい。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 特に副本部長に関しては、順位は特にはないと存じてますが。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） はい、分かりました。

これは、安芸市の業務継続計画（地震対策編）というのに書いてあったので、そのように質問をしてみました。あまり順位は関係ないということですね。

次行きます。

安芸市の防災に関する初動体制について伺っていきます。

安芸市業務継続計画（地震対策編）によれば、災害時に市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるために災害応急対応業務を最優先とし、それ以外の通常業務は原則休止し、縮小するとある。何をさておいても、防災対策を最優先に行うということだと思うが、そのように理解してもよろしいでしょうか。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

その理解で間違いないと思います。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 質問がダブるようになるかも知れませんが、地域防災計画の発動権限者は誰か伺います。発動権限者。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

まず、震災第1配備のときはもう危機管理課長が危機管理課職員等を招集するようになります。また、震災第2配備になりましたら、今度は判断設置となりますので、こちらは市長の判断で集めるようになります。また、第3配備に至った場合は、これは震度5弱以上の地震が高知県東部で発生したとき等になりますが、こちらの場合は、もう災対本部は自動設置となりまして、職員全員参集という形になっております。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 私もその組織的なことの確証がなかったので、ちょっと待ってくださいね。

こちらの令和2年10月、安芸市業務継続計画（地震対策編）暫定版と書いてますね。

お聞きしますが、これが最新版でしょうか。ホームページにはこれしか出てきてなかったんですけど、お伺いします。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

宇田議員がお持ちの資料が、そのBCPに関しては最新やと思います。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） これは暫定版でありまして、この内容を見ますと、市役所がこちらに移転する前のことを書いてあるんです。移転した後のことはまだないということですね。だから、そこらがゆったりしとるわね。本来は一番先にこれをつくらないかんでしょう。ここへもう移転しよるわけやから。

前の議員さんとも言われておったけど、危機管理課が危機意識が足らんし、先ほど言うた、市長、副市長、教育長、消防長、この4人にも何も感づかんろうかと思うて不思議でおれない。地震は何回も起きとるですよ、これができてから。何でそれを、きちっとしたものをつくっていかんか。もう一つ、危機管理意識が足りないように思います。冗談じゃないよというような感じですよ、本来やったら。今、災害も起きてないし、地震で被害も受けてないから、こうだけでも、一人、二人死んどったら、こんなもんじゃおれんですよ。損害賠償責任があるようになってくるんですよ。遅れとる。

今、危機管理課の職員は何人ですか。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

自分も含めて正職員は5人、会計年度任用職員も含めると総勢7名になります。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） どうもこの後の質問に入っていくんですけど、足りてないのんか、何か後手後手にもものが回るとるようで、足りてなけりゃあ足りてないいうことで、例えば、トップの市長、副市長あたりに申し出てですね、市民に不安を抱かさないような、即座に体制が取れるような、これから質問していきますが、すぐに足りなかったら参集ができるような体制を取っていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

令和6年8月9日の高知新聞記事、2024年8月9日金曜日、高知新聞の記事、タイトルが安芸市長ら祝賀会続行と新聞記事に載っております。

令和6年8月8日午後2時から、安芸市民会館大ホールで、安芸市制施行70周年記念式典が行われた。午後4時半頃、記念式典は終了しております。その後の市内ホテルで祝賀会を行っています。

津波注意報が発令されたのは何時で、祝賀会は何時から始められたか、市長に伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

津波注意報が発表された時間は、16時43分頃でした。

祝賀会の始まり時間は17時半から、当初は午後8時終了を予定しておりましたが、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を受けて、19時30分頃に終了となりました。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 津波注意報が発令されたのは16時43分。祝賀会が始まったのはそれから後ですよ。よく確認しちょいてくださいね。午後5時前に地震があった。スマホにも載った。サイレンも鳴った。その中で、その後の17時30分から祝賀会が始まっております。

市長は、乾杯もしておりますね。祝賀会、宴会開始前に、日向灘地震を知っていたかどうか伺います、市長。

○佐藤倫与議長 市長。

○横山幾夫市長 知っておりました。

○佐藤倫与議長 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 副市長、教育長、消防長にも同じ質問をします。

○佐藤倫与議長 副市長。

○竹部文一副市長 私も知っておりました。

○佐藤倫与議長 教育長。

○藤田剛志教育長 私も知っておりました。

○佐藤倫与議長 消防長。

○久川 陽消防長 私のほうも知っておりました。

○佐藤倫与議長 4 番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 4人もそろいもそろうて、誰も言わんのかいな。ちょっと言葉きつくなりすけども、普通、市民が一人でもけがしとったらあなたどないしますの。浮かれとつたらいかんで。市制70周年、そらおめでたいことすわ。何がけんど優先するかというのは一番分かちゅうんでしょう、市長。今一番大事なことは、さっきも言った市民の命、財産、こういったものを守っていくと、それもね100年前か何かの起きちよって、それからやったら分かりますよ。石川県で大変なことになりゆう。地震の後のまた豪雨災害も起きゆう。こんなことをやね、昔と違うて毎日ニュースでやりゆう。その中におって、4人もおってそろいもそろうて、誰もそれを文句言わんのかな。市長、私は先行ってきますとか、どちらかが危機管理課と連絡を取ってるとか、というようなことがないんだったらうか、情けのうておれん。

私の友達で危機管理課に電話した者がおります。ほんなら、課長が一人出てきた。ほんで、もう一人がどこぞへ行つとるから言うて、一時期安芸市の危機管理課に誰もおらんときがあるんですよ。そういう状況が市民にどれだけ不安を起こさすか。ええ加減にしてもらいたい。

国会議員や県議会議員も津波注意報と南海トラフ地震臨時情報が発令された後も、飲食を続けたとある。事実か伺う。

○佐藤倫与議長 市長。

○横山幾夫市長 津波注意報からの経過につきましては、先ほどから御答弁しておりますが、17時に調査中というのが発表されました。発表をされました後、先ほどの9番議員のところでも答弁申し上げましたが、祝賀会の冒頭で津波注意報が出たため、防災担当課で情報収集を行っている、状況等に変化があれば報告しますとの冒頭での説明を行い、一応参加者には注意を促しまして、その時点で調査中でしたので、調査中が結果どうなるか分かりませんでした、当然臨時情報ということが正式に決まれば、その時点でお開きにする、中止にするということで、これは高知新聞にも書いてありましたとおりでございます。以上です。

○佐藤倫与議長 4 番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 市長ね、災害が起きたから後やったらね、どうしようもないがや、

その前に先ほどこの防災業務継続計画、これにも書いてますよ。言うたら、津波による被害者を対策を打って、何人から何人に減らす、擁壁の崩壊による死者は何人から何人に減らす。これ全部書いてます、この中へ。起きてからじゃ遅いがですよ。前もってその準備をし、例えば、耐震工事をし、家具が倒れんようにし、そういったことをやって、その後にどれぐらいに減らすという計画までここ立てとるんですよ。地震が起きた後でものをやったって仕方がないわけですよ。

だけど、前もってその予兆があるとするならば、それは幸か不幸か言うたら、予兆があったからよかったんですよ。いきなりは来てない。そういう予兆があったことについてやね、対策を何もせんということ自体がおかしい。せっかく日向灘でそういう地震があった。8日午後4時43分、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震があり、気象庁は巨大地震注意情報を出した。

安芸市は、自主避難に対応する避難所を開設したか伺う。これは山下裕議員の質問にもありましたけど、もう一度お伺いします。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

自主避難ができる場所として2か所を開設しました。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 2か所開設しております。

なお、地震が来たら浸水があるということで、車を移動したいと、体育館のほうへ止めてえいか。市民会館のほうが高いきに、自分の、おら港町の人ですわ。あそこよりとっと低いところへ止めてえいかいうて問い合わせたところ、何も返事がなかったと、止めてえいという許可が得られなかったというふうに僕は聞いております。

何でそんなことをやね、迅速に判断せない。誰だってそうですよ、前もってそこ行く前に、車だけでも先上げちようと思うのは当たり前のことですよ。そんなことに対応するのが、その危機管理課だけでできんのやったら、危機管理課を何とかせないかんのですよ。予行演習をようしてくれたと思う、今回のことでね。だから反省ができるんですよ、市長。みんなもそういうことが、体制がなってないことがよく分かったと思います。

副市長、教育長、消防長、よく腹に据えとってください。二度とこんなことがないように。

県内11市町村で避難所が開設されております。住民の不安と戸惑いをどのように受け止めているか。立場や責任を考えると、酒などを飲んでいる場合ではない。市長は反省しているのか伺います。

○佐藤倫与議長 市長。

○横山幾夫市長 先ほど、午前中で9番議員の質問に答弁したものと重複いたしますが、今回初の南海トラフ地震臨時情報（調査中）との発表であり、戸惑い、中止すべきか迷いましたが、70周年記念祝賀会の開始目前でもあり、調査中ということですので、調査が終了した時点で、南海トラフ地震臨時情報は発表されれば、開催途中での中止をしなければならないというふうに判断をしたところでございます。

祝賀会開催前には先ほど言いましたように、参加者の方に一応注意を促させていただきました。本当に初のことでありましたので、かなり戸惑いましたが、今後は今回のことを踏まえまして、南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくない状況ですので、臨時情報発表を待つ、臨時情報の発表を待つ前段の臨時情報（調査中）の発表があった時点で、市主催の飲酒を伴う行事はちゅうちょなく中止すべきだというふうに考えております。また、飲酒を伴わないイベント行事等については、会場等が津波浸水区域内や区域外等の状況も含めて判断をしてまいります。

以上でございます。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 今回の案件は本当に反省点もいっぱい教えてくれたし、こんなことじゃいかんよというようなことを教えてくれたし、幸いにも被害がなかったということが一番不幸中の幸いだったと思っております。

新聞を読み上げてみます。

2024年8月9日金曜日、安芸市長ら祝賀会続行、県内に津波注意報と南海トラフ地震臨時情報が出た8日夜、安芸市の横山市長が市制70周年祝賀会に出席し、巨大地震注意の発表まで飲食を続けたことが分かった。揺れもなく、緊急性が高くないと思ったとするが、中座した出席者から危機感が薄いとの声も出ている。祝賀会は臨時情報（調査中）発表後の午後5時半から市内のホテルで始まり、竹部副市長ら自民党の衆議院議員、無所属の参議院議員も出席、注意の発表を受け7時半に解散し、市長と幹部らは対策会議を開いた。その間、市庁舎では危機管理課長、危機管理職員が津波注意警報と同様の対応を取ったという。横山市長は、正式に臨時情報が出れば中断する判断だったとしています。

このように新聞に書かれております。

午後7時半に解散し、対策会議を開いたとありますが、それが本当なら、午後5時半から2時間飲食を続け、その後に会議を開いたということになります。安芸市のトップとして危機管理がなっておりません。自ら減給を申し出てはどうか、伺います。

○佐藤倫与議長 市長。

○横山幾夫市長 突然の御質問ですので自分でまだ判断ができておりませんが、ただ今回、津波注意報につきましては、安芸市の地域防災計画というのがございます。先ほど、宇田議員がおっしゃってるのとは別に、これらの初動体制といいますか、これに基づいて今回は危機管理課がそういう体制を取って、その後、災害対策本部を設置をいたしました。

津波注意報の時点で、それを即座にこのイベントを中止するかというと、宇田議員も御存じだと思いますが、過去にも何回か津波の注意報はございました。今までと同じような取扱いといいますか、それで行ったわけですが、その後臨時情報（調査中）が現れましたので、その時点で調査中ですのでどういう結果が出るかちょっと分からなかったんですが、大勢の方、来賓も見えてますので、臨時情報を念頭に置きながら、そういう飲食を行ったわけでございます。

それによって、市長が責任を取れということやと思いますけれども、ちょっと今の時点では、

その責任を取ることが適切かどうか、また取ったほうがよいのかという部分については、ちょっと判断を私は今、決断をようしていないところでございます。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 市長1人の責任でもないし、先ほど言った4人が4人そろいもそろってこういう状態やったということは、ただでそういう市に、安芸市に体制が、そういう体制になつとるということなんです。4人皆給料もろうて、宴会しとる。地震が来た。南海トラフが来る、来ん関係ないんやない、本来やったら。津波が来るいう情報出しとんのやから。その時点で危機管理課へすぐ連絡するなり、取って返すなりね、せめて4人のうちの何人かがやね、そういう体制を取らないかんのに、それを取らんかったというのが責任は、市長、あなたにあるんですよ、トップの。そこを十分自覚して、判断をしてみてください。

次、行きます。

空き家等で防災上危険な建物や擁壁に対する安芸市の対応について、ここでも妙に対応が遅れて、先ほどの地震なんと一緒です。何かぬるま湯につかつとるような感じがして、おりません。

（1）安芸市矢ノ丸1丁目の建物崩壊危険のための市道通行止めについて。

市道一の宮矢ノ丸線、江ノ川沿いの道なんです、全面通行止めになっております。通行止めの表示看板によりますと、期間は令和6年、今年の1月30日から未定。期間は1月30日に始まって、未定となっております。理由は外壁倒壊のおそれがあるためとあります。

通行止めを行ったのは誰ですか。伺います。

○佐藤倫与議長 建設課長。

○近藤雅彦建設課長 通行止めは安芸市建設課のほうで通行止めを実施しております。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 期間未定の意味を伺います。

○佐藤倫与議長 建設課長。

○近藤雅彦建設課長 これまでの経過と少し現状についてお答えいたします。

先ほど、議員からもありました、今年の1月末に環境課のほうでゴミ収集中に市道に隣接する家屋の壁が剥がれ落ちたとの連絡が入り、現地を確認したところ、剥離した外壁が道路上に散乱している状況でありました。その後もさらに外壁剥離のおそれがあることから、道路管理者、これ建設課としまして、通行の安全性が確保できない危険な状況であると判断し、その場で全面通行止めとしたものであります。

その同じ日に、家屋の所有者の親族に接触し、現状説明、あくまで個人の所有物であり、行政側が一方的に個人の財産を取り除くことはできず、所有者に管理義務がございますことから、危機管理課とともに、老朽住宅等除却補助金の活用も促しながら、その後も幾度となく接触し、協議を重ね、所有者側での解体、または危険箇所除去のお願いをしてきたところであります。

現時点におきましては、所有者側が解体等除去作業の意向を示していることから、地区周辺の皆様には大変御不便をおかけしておりますが、安全性を確保し、早期に通行が可能となるよう、

引き続き所有者と密に協議を進めてまいりますということで、はっきりした日時等がですね、明確で現時点ではないため、未定とさせていただいているところでございます。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 未定というのはね、全く分かんがですよ、1年後か10年後か。予定やったら分かるんですよ。何月何日予定。例えば、11月1日予定、予定は狂うてきますきんね。予定は未定やから分かるけど、ここへ未定と書いて、そのままほっちょくような考えいとか、気持ちが僕には分かりません。

公園に隣接する通学路です。期間未定のまま通行止めにする理由を伺います。

○佐藤倫与議長 建設課長。

○近藤雅彦建設課長 期間未定といいますのは、先ほど答弁申しましたとおり、現在所有者と解体に向けての話し合いを進めておりまして、現時点で何月という具体的な時期がお示しできないことから、未定ということにしておるところです。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） ごめんなさい、何か事業をするときによ、いつできるや分かんような事業を進めますか。いついつまでにこうやろうという計画を立てるでしょう。それが何かいつまでたってもこのままや。だからおかしいというのはそこなんですよ。今年中にやりますとか、子供らが夏休み、通学しやせんときにやるとか、そういう計画を立てないかんのでしょうか。所有者と話ししたき、ねえ、話ししたけど話がつかんかった。よう分かんきに未定、所有者に対しても、いついくかまでにこうしたいという気持ちがないから所有者もやね、その気でおるのや。子供が危ない。いつまでもこのまま通行止めにしておくわけにはいかんと、ますます壊れてきておる。あなたも責任があるでしょうと、何とか何月何日までにやっていただくわけにはいかんのでしょうかというようなことを言やええけど、未定やからやな、そなん向こうもいつでもええわと思うとるわえ。

何か事業のやり方とか物事のやり方に、もう一つ合点がいかんところがある。これもイチエに市長のせいかも分かん。そういうことをやってきとったから、いまだにこんなことや。原因は外壁倒壊のおそれとあるが、危なくて市民や子供に被害を及ぼす危険の原因、危険の原因を8か月も放置して、なぜ早く取り除かないのか。危険の原因なんですよ。子供が死ぬかも分かんような原因なんですよ。台風も来てもこけるやろうし、吹き飛ばやろうし、すぐ近くにや公園もある。その危険を8か月放置してやね、それをあなた方が大変なことやと思うてないから、もう地主ものんきなことなんですよ。これは周りの人間がもうあれどうなっとんのって何度聞いたこととか。僕も建設課に電話したこともあります。それでも動かないので、しびれを切らして、今回の一般質問をしとるんですよ。それ分かってほしい。言わにやあ分かんもん。

所有者（管理責任者）は誰か、今後どのように処理するのか、処理計画を伺う。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

建設課長と繰り返しの答弁になるかもしれませんが、再三、所有者の親族に早く改善するよう交渉を重ねてきています。家屋については補助金を活用し、解体する方向でやっていきたいとの意思を確認しています。問題解決にまだ至っておりませんが、当然近隣住民に多大な迷惑をおかけしていることは重々承知の上ですが、早期に解決できるよう、また繰り返しちょっと当たっていくようにします。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 次、行きます。

同じようなことなんですけど、こういったことを、まだその1、2、3番まで全部、廃屋の解体とか、空き家の対策なんですけども、こんなけ安芸市が老朽化していきゆうというか、老化していきゆう。どんどん、どんどん廃棄物、要らんもんが増えていき、もう安芸市のね、未来を見ていくみたいな感じで情けないね。

2番いきます。安芸市本町3丁目の市道本町線の通行制限について。

市道本町線の第一小学校前の道路が片側通行制限されています。通行量の多いところで、すぐそばには学校に登校するためにも利用する横断歩道があります。道路の片側が高さ4メートルほどの鉄板で囲われ、見通しも悪く、交通事故が心配されます。通行制限の期間、目的、理由等を明示した看板もありません。道路使用許可は取っているのかお伺いします。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 安芸署への許可でよろしいでしょうか。

○4番（宇田卓志議員） はい。

○千光士 学危機管理課長 安芸署への許可については、後ればせながら9月の3日に取っております。

最初のほうについては、ちょっとこちらとしてもちょっと失念しておりましたので、届出は遅れてやることになりましたが、申請して9月4日には許可を得ています。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 通行制限をする前に許可を取って、それから通行制限をするというのが手順です。

長いこと通行制限しとって、最初はね、赤いコーンで制限しとったからまだ向こうが見えとったんですね。しかし、今それが見えづらくなって、対向車が来よるかどうかも分かりません。何でこういうこと、そういう通行止めの許可を取ったら取ったで、なぜ表示しないのか伺います。

○佐藤倫与議長 建設課長。

○近藤雅彦建設課長 現地への表示ということでございますけれども、先ほど危機管理課長が申しあげました道路使用許可の際にですね、今回仮囲いのほうを設置した危機管理課と道路管理者の建設課、所轄の警察署と現地のほうで協議を行っておりまして、ちょっとその看板というのがですね、幅員が狭くなってますよとか、横断歩道がこの先ありますよというような、そういった表示は、そういった警察からの指示の下設置しておりまして、またその見通しの関係、見通

し不良になっておりますので、道路標識の移設でありますとか、仮囲いの鉄板を一部網目状に変えて見通しを、見通し不良を少しでも解消すると、そういった可能な限りの安全対策を警察とも協議の上、講じておるところです。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 普通、通行制限などする場合には、先ほど言ったように、誰が管理しとるか、誰が通行制限を行ったのか、その期間はいつまでか、理由は何か、そういったことをちゃんと表示せにや分かんですよ、何のためにあそこを止めとるか。

いつからいつまで、誰が、何のために通行制限をしているのか伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

警察に許可をもらっている期間は、9月4日から7年の7月30日までです。

理由としましては、倒壊のおそれがある家屋があることから、歩行者等の安全を守るために仮囲いを設置させていただきました。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 令和7年のいつまで言うた、期限。

○千光士 学危機管理課長 7年7月30日。

○4 番（宇田卓志議員） それ表示しておりますか。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 現場には表示してないかと思います。また公告、ちょっと確認させてもらいます。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 表示しておりません。誰が通行制限しとるかも分かりません。どこへ文句言うていったらいいかも分かりません。そういう状況です。

それはやね、市が一番管理せないかんもんじゃない。それは業者が作業したり何かするときも、一番それをやるのにやね、市がやっとなことをこんなことでほったらかしで、本当に危ないんですよ、あそこ。

所有者は誰ですか。今後、所有者(管理者)は誰か、今後どのように処理するのか、処理計画を伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 所有者についてはちょっとお答えできかねますが、今後の見通しとしては、今のこの質問にある家については、今も現在住民がいらっしゃいます。その住民とその兄弟と家の解体について、補助金も使えることも踏まえて、そのことについて交渉を重ねてきており、兄弟からは年内に解体したい旨を今伺っているところです。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） そういったお話をできる方がおるとするのは、まだ本当ましなん

ですよ。所有者は分かん。誰かも分かん。そん中でみな苦労しとんのにやね、所有者も分か
つとる、現在そこに住んどる、親族の方にも面識があるというんやったらね、もうちっと積極的
にやっちゃらんと、あんた、来年の7月30日って、もう少し迅速にせんと、事故があってからで
は済まされないでしょう。本当に危ないところです。横断歩道に今日あたり皆、緑のおばさん、お
じさんが立って、子供を誘導しておりました。その前に、こういった危険な箇所をね、取り除い
ていかんと、事故が起きてからでは大変なことになります。

次、いきます。

千歳町、本町1丁目、本町2丁目、その他身近に倒壊のおそれのある空き家が多数存在します。
これ全部場所分かってますけども、それを言うていくと、何かこう、あの個人情報の何になるの
で、近辺のそういう空き家が多数存在する。子ども議会でも多数の空き家対策についての質問が
あったはずで、ありました。

それぞれの物件ごとに、所有者、管理者により対応は異なると思いますが、安芸市だけでなく、
これらの案件は全国的、もしくは全県的に問題になっておる事項であります。高知県などとも相
談して、法的に有効な手段を早急に検討する必要に迫られていると思いますが、（１）、（２）
の質問も含め、市長の見解を伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○千光士 学危機管理課長 お答えします。

まず、こういった空き家等については、やはり個人の財産であり、管理責任は所有者等にあり
ますので、管理者が責任を持って自ら管理する必要があります。地域住民から相談のあった空き
家等の管理については、危機管理課の職員が現地を確認して、所有者や相続人に空き家等を適正
に管理するよう指導しています。

また、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、安芸市空き家等対策計画を策定し、倒
壊する危険がある空き家については、管理者に取壊しに必要な費用の一部を補助する制度がある
ことも紹介して、取壊し等を含めて適正に管理するよう促しています。

それと、実際、空き家特措法に基づき勧告命令を得て、最終手段として行政代執行を行うこと
等は法的には可能とは考えておりますが、代執行を実施することにより、最終的には市役所が何
か壊してくれるといった、対応をしてくれるという意識が広まり、所有者や相続人の責任感が薄
まるといった住民のモラルハザードにつながることや、あと、ケースによっては代執行にかかる
費用等の不良債権を抱えることも懸念されるため、そういったことについては慎重に考えていき
たいと存じます。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） それはすごい自分勝手な考え方だと思いますよ。所有者、管理者、
それに任せとつてもいいけど、この次の質問にもありますけど、それをほっとして、市民がけが
した、死んだ、子供がけがした、誰の責任になると思います。

僕は通学路だったら、安芸市の責任絶対出てくると思いますよ。そんなもん分かっちゃって、

所有者任せにすると。所有者はいろんな理由があつてですね、例えば壊したら固定資産税が高くなるとか、いろいろあるわけなんです。だから、それを指導していくのが安芸市であつてやね、だから全体的にというところがそこで出てくるんですよ。安全第一というのはどういう意味か分かります。安全が一番やということなんです。誰々の責任や、彼やろの責任や、お金が何ぼかかる。ねえ、そんなことはほつといてでも、一番が安全やということながです。だから、しょっちゅう地震が起きよるから、起きて、潰れて、けがした後じゃ何にもなりません。先にこういったことをちゃんと処理していくようなことを、高知県でも問題になつとるんですよ、いっぱい。そこらを共有してやね、どういう対策を打っていくかというのは、危機管理課だけに任せずに、建設課も一緒になって、一遍、対処して、検討委員会が何かを開いていただきたいと思います。

次、行きます。

土居小学校正門前の通学路にある杉尾神社の擁壁について、今は大変なことになっております。その現状認識を伺っていきます。

今まで言うてきたのと同じことなんですけども、ここは小学校の正門前です。小学生がいっぱい通りよります。東側の水路は、小学生がこけるか何かのことがあるのか、道路を車が来ると非常に狭い道路ですので、そこを最近むしましたですね。ほいで通りやすくなって、きれいな水が流れてええところだったんですが、それでなおかつその学校側の擁壁の上部の瓦が落ちたら危ないということで、網をかけて危なくないような処置をしています。

そういった場所なんです、土居小学校の正門前の緑豊かな神社です。静けさを保ち、心落ち着く佇まいであります。鎮守の森というのかな、そういう感じですよ。いい雰囲気のところなんです、しかしその通学路に面した擁壁に亀裂が多数あり、今にも倒壊のおそれがあります。9月20日にも、豊後水道で地震がありました。いつどこで、先ほど日向灘などの地震も含めて、いつどこで地震が起こるか分からないんですよ。いつどこで地震が起こっても不思議でない昨今であります。通学路沿いに高さ2メートル、延長40メートルほどで、石垣石詰めの上に擁壁が設置されて、コンクリート擁壁です。その擁壁に大小30か所以上の亀裂があります。通学路側にいつ倒れても不思議でない状態にあります。誰が見ても分かる。大きな亀裂が入つとる、写真にも写してきた。

安芸市では、この状況を確認をしておるのかどうか伺います。

○佐藤倫与議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時

再開 午後2時7分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長兼学校教育課長。

○大坪浩久教育次長兼学校教育課長 お答えいたします。

擁壁の状況の確認、現状認識ということでお答えをいたします。

御指摘の擁壁につきましては、議員のおっしゃるとおり、小学校の通学路に存在をし、老朽化

が見られることから、数年前より学校サイドで状況観察を要する箇所となっております。

議員がおっしゃられたように、水路をむしたという話もありましたとおり、令和3年のほうに安全対策の一環ということで、幅員が、市道の幅員が狭いということもありまして、現在水路をむして広く使うようにしております。そして、本年4月に校長のほうから、神社の壁については亀裂が一部広がっているようだ、それから能登半島地震もあり、心配なので対応のほう検討願いたいという相談を受けております。

所有者とか管理者っていうものが明らかな神社の擁壁でございましたので、すぐに氏子といえますか、神社の総代の方に連絡を取りまして、修理などの必要な対応をしていただくようお願いをいたしました。

そして、子供たちの安全確保としましては、登下校時は神社の塀と反対側、先ほど言いました幅員を確保した小学校側を通行するように、学校に指導徹底をお願いしたところです。以上です。

○佐藤倫与議長 4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 数年前より知っていたと、学校が。大人はそういう状況判断は割とできるでしょうけど、子供はそういう状況判断が分かりませんから、そういうことを知っていたらなおさらのことですね、もうちょっと早く手を打ってもらってほしかった。だから、総代の方もね、多分危機意識があったと思いますよ、根っこを切ってみたり、後ろへ控えてみたりしておる状況は見てとれました。しかし、もう手に負えん状態ですね、そういうことでは。そういうときに、安芸市がもうちょっと積極的に動いてやったら、大坪次長にこんなん言ったら悪いですけど、総代がおる、所有者がおるということで、物事を済ますわけにはいかんのですよ。

安芸市立土居小学校や。安芸市の小学校や。そこへ通いゆう子供は安芸市の子供や。これが危険にさらされとって、ねえ、大人がやっちゃらないかんことや。そういう意識が足らな過ぎる。4月に言うてきた。それは新しい先生が4月に来たからや、びっくりしたやろ。それより以前から学校側は知っていた。それを大坪次長に僕はこういう質問をしますということを言いました。そのときの大坪次長の考えは、所有者がおるからそちらの方の優先にっていうことだったんですけど、違うんですよ。やっぱり命が大事なんですよ、一番。安全第一なの。安全じゃなけりゃあ学校へ行くこともない、勉強することもない、杉尾神社も何も関係ないんや。それが安全第一いうことなんですよ。一番安全が優先する、命が一番優先するんですよ。そういう思いが一つもなかった。

今回行ったら、下にずっと三角コーンを並べてくれておりました。あれだけでも随分と違う。だから、できることをずっとやって、それで次の手を打つと。もうあそこの近所の人からも聞いてました。ただ、擁壁がこっち落ちるだけやなしに、杉尾神社の中へ入ったら薄暗いと。あそこへ子供が連れ込まれたらどうしようというような声も聞いております。だから、そういうことが起きた後やったら何にもならん。大人が先に分かっちゃりゃあやね、そういうフェンスに、向こうが見通せるようなフェンスにするとか、そういった手を早急に打っていただきたいと思います。安芸市民の子供の命を守るためにも、一刻を争います。

市長、対応を伺います。

○佐藤倫与議長　市長。

○横山幾夫市長　議員が様々な御指摘をくださいましたが、子供たちの命、子供たちだけではないですが、それは安全安心なそういう教育環境、社会づくりというのは一番重要であろうかと思えます。

これまでこの質問でそれぞれ担当課が答弁させていただきましたが、もう議員のおっしゃるとおり、本来であれば市のほうでそういうことをやりたいところなんです、どうしても所有者の関係がございまして、所有者の方との話をしていかなと次へ取りかかることができないかなと。所有者と話がつかなかった場合は、当然行政として次の手を打っていかないかんとするところはもう議員御指摘のとおりでございます。行政として早急にできるところから取りかかっていかなければならないというふうに考えております。言葉足らずですが、以上です。

○佐藤倫与議長　4番　宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員）　市長の能力は、決断やと思いますが、優先順位をしっかりと守って、優先順位とバランス感覚でもって、安芸市を導いていてもらいたいと思いますが、何度も言いますが、一刻を争います。いつどうなるや分かりませんので、だからどういかな、市長がね、担当者にあれはどうなった、これはどうなったいうて、毎日言うてください。そしたらすぐようになりますよ。よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○佐藤倫与議長　以上で、4番宇田卓志議員の一般質問は終結いたしました。

6番　藤田伸也議員。

○6番（藤田伸也議員）　一般質問の通告に基づき、本日質問を随時していきますので、よろしくお願いいたします。

なおですね、今回この議会の一般質問、4項目あるんですけども、本議会入る前にですね、議長のほうに議長室に呼び出され、本企画の4項目だけしか書いてなかったもんですから、もっと詳しく書くようにと促されて、優しく促されて、反省をしつつ、この舞台に立ってるわけで、これから4項目、頑張って質問しますんで、ぜひよろしくお願い、次回からはしっかり書くようにいたしますので、よろしく本日お願いします。

と同時に、少しでも一般質問入る前にですね、今年も安芸納涼祭、皆さん、関係者の無事、おかげで無事終わりましたですね、何と高知よさこい祭では安芸東陣チームが念願の受賞ということにいたしまして、各マスコミテレビの放映でも安芸市制70周年の年にですね、安芸東陣チーム、念願の受賞ということでWの喜び、東部地区よかったですねというようなお声を、たくさんコメントもいただきですね、踊り子含め、安芸東陣の関わる関係者、全て皆さんが大変喜んだ年となりましたね、皆様の応援のおかげだと本当にお礼申し上げます。

さらに御存じの方もいるかと思うんですけど、もう一つすばらしい御報告を一つですね。今回、安芸東陣、受賞したんですけども、安芸市制70周年だから受賞したという声もちりりほりり聞いております。そういうことも後押しになったかとはあるでしょうけども、今回夕方のニュース番